

厚生労働大臣の定める掲示事項（2025 年(令和 7 年) 9 月 1 日現在）

1. 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2. 入院基本料に関する事項

・3F 病棟(地域包括医療病棟入院料)

当院 3F 病棟は、1 日に 8 人以上の看護職員(看護師及び准看護師)を配置しています。

日勤帯の配置数は、看護職員 1 人あたりの受持ち患者数は 4 人以内です。

夜勤帯の配置数は、看護職員 1 人あたりの受持ち患者数は 12 人以内です。

時間帯による配置数は病棟に掲示しております。

・2F 病棟(回復期リハビリテーション病棟入院料 1)

当院 2F 病棟は、1 日に 17 人以上の看護要員(看護師及び准看護師、看護補助者)を配置しています。

日勤帯の配置数は、看護要員 1 人あたりの受持ち患者数は 4 人以内です。

夜勤帯の配置数は、看護要員 1 人あたりの受持ち患者数は 13 人以内です。

時間帯による配置は、各病棟に掲示しております。

3. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化について

当院は、入院の際に医師を初めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化の基準を満たしております。

4. 入院時食事療養について

当院は、入院時食事療法(Ⅰ)、入院時生活療養費(Ⅰ)の届出を行っています。食事の提供は、管理栄養士によって管理された食事を適時(朝食:午前8時、昼食:午後0時、夕食:午後6時以降)、適温で提供しています。

2025年4月1日から入院時の食事療養費の負担額

入院時食事療養費		4月から
70歳未満の方	70歳以上の方	標準負担額 (1食あたり)
一般の方	一般の方	510円
指定難病患者、小児慢性特定疾患患者の方		300円
低所得者 (住民税非課税の方)	低所得者Ⅱ (住民税非課税世帯の方)	240円
低所得者 (住民税非課税の方) (過去1年間の入院日数が90日超の場合)	低所得者Ⅱ (住民税非課税世帯の方) (過去1年間の入院日数が90日超の場合)	190円
該当なし	低所得者Ⅰ (住民税非課税世帯の方) (年金収入80万円以下等の場合)	110円

2025年4月1日から入院時食事療養費、生活療養費の負担額(療養病棟入院中の場合)

入院時食事療養費	4月から	入院時生活療養費 ※65歳以上の方が対象		4月から	
	食費 (1食)	一般の方	指定難病患者、 小児慢性特定疾患患者の方	食費 (1食)	居住費 (1日)
一般の方	510円			510円	370円
指定難病患者、 小児慢性特定疾患患者の方	300円			300円	0円
低所得者 ・住民税非課税の方	240円		低所得者Ⅱ ・住民税非課税世帯の方	230円	370円
低所得者 ・住民税非課税の方 ・過去1年間の入院日数が90日超	190円		低所得者Ⅱ(医療の必要性の高い方) ・住民税非課税世帯の方 ・過去1年間の入院日数が90日まで	240円	370円
該当なし	110円		低所得者Ⅱ(医療の必要性の高い方) ・住民税非課税世帯の方 ・過去1年間の入院日数が90日超	190円	370円
			低所得者Ⅰ ・住民税非課税世帯の方 ・年金収入80万円以下等の場合	140円	370円
			低所得者Ⅰ(医療の必要性の高い方) ・住民税非課税世帯の方 ・年金収入80万円以下等の場合	110円	370円

5. 基本診療料／特掲診療料の施設基準の届出について

当院は、中国四国厚生局長へ以下の届出を行っています。

【基本診療料】

- 医療 DX 推進体制整備加算
- 救急医療管理加算
- 診療録管理体制加算3
- 療養病棟療養環境加算1
- 医療安全対策加算2
- (医療安全2 注2)□ 医療安全対策地域連携加算2
- 後発医薬品使用体制加算1
- 病棟薬剤業務実施加算1
- データ提出加算1
- 入退院支援加算 1
- (入退支1 注4)地域連携診療計画加算
- 認知症ケア加算3
- せん妄ハイリスク患者ケア加算
- 地域包括医療病棟入院料
- (地包医 注5) 看護補助体制加算50対1
- (地包医 注8) 看護補助体制充実加算3
- (地包医 注10)リハビリテーション・栄養・口腔連携加算
- 回復期リハビリテーション病棟入院料1

【特掲診療料】

- 二次性骨折予防継続管理料1
- 二次性骨折予防継続管理料2
- 二次性骨折予防継続管理料3
- 院内トリアージ実施料
- がん治療連携指導料
- 薬剤管理指導料
- コンタクトレンズ検査料1
- CT撮影及びMRI撮影(16列以上64列未満のマルチスライス型機器)
- 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)
- (脳リハ 注3 初期加算、注4 急性期リハビリテーション加算)

- 運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- (運リハ 注3 初期加算、注4 急性期リハビリテーション加算)
- 呼吸器リハビリテーション料(Ⅱ)
- 脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
- 麻酔管理料(Ⅰ)
- 周術期薬剤管理加算
- 保険医療機関間の連携による病理診断
- 看護職員処遇改善評価料 39
- 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- 入院ベースアップ評価料 49

【その他】

- 酸素の購入単価

6. 明細書の発行状況に関する事項

医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療で医療費の自己負担が無い方についても、明細書を無料で発行しております。

なお、明細書は、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されますので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

7. 保険外負担に関する事項

以下の項目等について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。

【診断書等】 ※消費税込み ※下記以外の文書料については職員にお尋ねください

項目	金額	項目	金額
支払い証明書	550	通院証明書	1100
診断書(当院様式)	2200	自賠責保険診断書	3300
自賠責保険明細書	3300	生命保険診断書・証明書	5500
後遺障害診断書	7700	身体障害者診断書・意見書(肢体不自由)	7700
特別障害者手当認定診断書	7700	国民年金・厚生年金診断書	7700
死亡診断書	5500	死体検案書	5500

【予防接種料金】1 回につき ※消費税込み ※高齢者の助成は各市町村の規定に準ずる

項目	金額	項目	金額
インフルエンザ	4000	肺炎球菌ワクチン	8000
带状疱疹(生ワクチン)	8800	带状疱疹(不活化ワクチン)(2 回接種)	22000

【その他】※消費税込み

項目	金額	項目	金額
カルテ開示料	1100	診察券(再発行)	110
CD-R(画像情報謄写)	550	薬剤容器代	30
オムツカバーS・M	122	オムツカバーL・LL	142
フラットオムツ	37	パット・少量用	43
パット・中量用	51	パット・多量用	57
リハビリパンツ・薄型S. M	100	リハビリパンツ・薄型S. M	111
付添者食事代(1 日につき)	737	付添者寝具代(1 日につき)	165
洗濯機使用料(1 回につき)	150	乾燥機使用料(1 回につき)	200
テレビカード(保冷庫含む)1 枚	1000	テレビ使用料(テレビカード不可機)1 日	110
イヤホン 1 個	165	テレビリモコン(紛失等の場合)	3000
インソール(小学生以下)	2200	インソール(中学生)	3300
インソール(高校生以上)	5500	インソールシートのみ	1100
フットフォルダー	2200	フットフォルダー+フルインソール	4400
インソールパッドのみ	660	インソールベースカップ	1100

なお、衛生材料等の治療(看護)行為及びそれに密接に関連した「サービス」又は「物」についての費用徴収や、「施設管理費」「雑費」等のあいまいな名目での費用徴収は認められていません。

8. 入院期間が180日を超える入院に関する事項

同じ症状による通算の入院期間が 180 日を超えますと、患者さんの状態によっては健康保険からの入院基本料 15%が病院に支払われません。180 日を超えた日からの入院が選定療養となり、入院基本料の 15%は患者さんの負担になります。

ただし、180 日を超えて入院されている患者さんであっても、15 歳未満の患者さんや難病、人工呼吸器を使用している状態など厚生労働大臣が定める状態にある患者さんは、健康保険が適用されます。

※当院では 3 階病棟が該当し、その場合の負担額は 1 日につき¥1650 です。

9. 長期収載品の処方などに関する事項

令和 6 年 10 月より長期収載品の選定療養の制度が導入されました。この制度は患者さんの希望で長期収載品(同じ効果を持つ後発医薬品が発売されている先発医薬品)を選んだ場合に、選定療養費として薬価の差額の一部を患者さんが負担する仕組みです。ただし、医師が医療上の必要性があると判断した場合や、供給状況により後発医薬品の提供が困難な場合などは、選定療養の対象外となります。

【対象となる医薬品】

後発医薬品の上市後 5 年以上経過した長期収載品(準先発品を含む)

後発医薬品の置換率が 50%以上となった長期収載品(準先発品を含む)

【自己負担額】

後発医薬品の最高価格帯との価格差の 4 分の 1

※医療上の必要性により医師が一般名処方(後発医薬品への変更不可)をした場合や、後発医薬品を提供することが困難な場合、バイオ医薬品については選定療養費の対象外です。

10. 特別な療養環境に関する事項

個室のご利用について

当院の個室料金及び設備は次のとおりとなっています。なお、個室料金には健康保険は適用されず、全額自己負担となります。また、病床の状況によってはご利用の希望に添えない場合もありますのでご了承ください。

病室	設備	料金(1 日/税込)
213、303、305、 306、307 号室	ロック付ベッドサイドキャビネット、個人用照明、 テーブル、椅子、トイレ、シャワー	3300 円

11. 医療情報取得加算について

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しています。患者さんの診療情報を取得・活用して診療を行います。マイナンバーカードによる保険証(マイナ保険証)の利用により、質の高い医療提供に努めています。患者さんよりお預かりした、受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報は適切に管理・活用し、診察を行います。

12. 医療DX推進体制整備加算について

当院はオンライン請求を行っています。また、オンライン資格確認を行う体制を有し、医師等がオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。マイナ保険証を利用促進するなど、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

13. 後発医薬品使用体制加算について

当院では後発医薬品(ジェネリック医薬品:先発医薬品と同じ成分を含み、同じ効果が期待できる医薬品)の使用に積極的に取り組んでおり、医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の代替品の提供や用量・投与日数などの処方変更に関して適切な対応を行います。なお、状況によっては、患者さんへ投与する薬剤が変更となる可能性がございます。変更にあたって、ご不明な点がございましたら、主治医又は薬剤師にお尋ねください。

14. 院内トリアージ実施料について

当院では、夜間、休日、深夜に受診される患者さんに対し院内トリアージを行っています。トリアージでは、患者さんの症状に従って、病気の緊急度を決定し、診療の優先順位付けを行います。来院順に診療する体制と異なり、緊急度の高い患者さんを優先的に診療することがあり、場合によっては、後から来院した患者さんを先に診療することがあります。ご理解ご協力をお願いいたします。

15. 厚生労働省が定める手術に関する実績(2024年1月～12月における実施件数)

【医科点数表第2章第10部手術通則第5号及び第6号に掲げる手術】

(1)区分1に分類される手術

件数

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0	件
イ	黄斑下手術等	0	件
ウ	鼓室形成手術等	0	件
エ	肺悪性腫瘍手術等	0	件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術・肺静脈隔離術	0	件

(2)区分2に分類される手術

件数

ア	靱帯断裂形成手術等	1	件
イ	水頭症手術等	0	件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0	件
エ	尿道形成手術等	0	件
オ	角膜移植術	0	件

力	肝切除術等	0	件
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0	件

(3)区分3に分類される手術

件数

ア	上顎骨形成術等	0	件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0	件
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0	件
エ	母指化手術等	0	件
オ	内反足手術等	0	件
カ	食道切除再建術等	0	件
キ	同種死体腎移植術等	0	件

(4)区分4に分類される手術

件数

	胸腔鏡下手術	0	件
	腹腔鏡下手術	0	件

(5)その他区分に分類される手術

件数

	人工関節置換術	8	件
	乳児外科施設基準対象手術	0	件
	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0	件
	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む)	0	件
	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術	0	件
	経皮的冠動脈ステント留置術	0	件

16.コンタクトレンズ検査料につて

当院でのコンタクトレンズ検査料に係る算定点数・区分については以下の通りです。

・初診料 : 291 点 ・再診料 : 75 点、 ・コンタクトレンズ検査料 1 : 200 点

※過去にコンタクトレンズ検査料を算定している場合には再診料を算定します。

コンタクトレンズ診療を担当する医師名、経験年数

医師名 亀川 二玖子 経験年数 54 年 (2025 年 4 月 1 日現在)

医師名 徳永 真季 経験年数 25 年 (2025 年 4 月 1 日現在)

17. 一般名処方加算

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(一般的な名称により処方箋を発行すること※)を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。お薬についてご不明・ご心配ごとがありましたら、お気軽に医師にご相談ください。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者さんに必要なお薬が提供しやすくなります。

医療法人慈慧会 亀川病院